

## 酒田交流おもてなし市民会議規約

(名称)

第1条 この会は、酒田交流おもてなし市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 市民会議は、酒田市を訪れるお客さまを歓迎し、また国内外の都市との交流をと  
おして、酒田市の交流人口の拡大を図り、「産業・交流都市」の実現を図ることを目的と  
する。

(事務所)

第3条 市民会議の事務所を酒田本町二丁目2番45号酒田市役所内に置く。

(組織)

第4条 市民会議は、酒田市の観光や交流に係る事業者及び市民会議の目的に賛同す  
る者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(所掌事項)

第5条 市民会議は、次の事項を行う。

- (1) 酒田市を訪れる方々への「おもてなし」に関すること。
- (2) 全国的なイベントの支援に関すること。
- (3) 国内外との交流支援と情報発信に関すること。
- (4) その他、会長が必要と認めるもの。

(役員)

第6条 市民会議に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 会長は、酒田市長をもって充てる。
- (2) 副会長 副会長は、酒田商工会議所会頭を持って充てる。
- (3) 顧 問 顧問は、酒田市議会議長をもって充てる。
- (4) 監 事 監事は、会員の互選により定める。

(役員職務)

第7条 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 顧問は、市民会議に対し必要に応じて助言を行う。
- 4 監事は、事業の執行状況及び会計について監査する。

(総会)

第8条 市民会議の総会を年1回行う。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し決定する。
  - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (2) 活動計画及び活動報告に関すること。
  - (3) 予算及び決算に関すること。
  - (4) その他重要な事項に関すること。

4 会長は、会員以外の者をオブザーバーとして総会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(会員)

第9条 会員は、原則として酒田市内に住所を有する者及び所在地を有する法人、団体等とする。ただし、会長が特に認める場合はこの限りではない。

(活動分野)

第10条 市民会議の中に、観光活動分野、市民活動分野及び企業活動分野を置く。

2 会長は、前項に定める活動分野のほかに、必要に応じて新たな活動分野を置くことができる。

3 会員は、1以上の活動分野に所属しなければならない。

4 個人の会員は、原則として市民活動分野のみに所属するものとする。

5 会長は、必要と認めたときは、会員以外の者をオブザーバーとして活動分野に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(企画運営部会)

第11条 会長は、市民会議の活動を具体的に企画・実施するため、市民会議の中に企画運営部会を置くことができる。

2 企画運営部会は、会長が選任する会員又は会員団体の実務担当者により構成する。

(財務)

第12条 市民会議の経費は、負担金、補助金、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 市民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(専決処分)

第13条 会長は、市民会議の事業に係る事項で軽易なものについては、これを総会に諮らずに処分することができる。

2 会長は、前項の規定により処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。

(事務局)

第14条 市民会議の事務局を酒田市地域創生部交流観光課に置く。

2 事務局は、会長の命を受け庶務に当たる。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項については、会長が決定する。

附 則

この規約は、平成29年2月23日から施行する。

附 則 (平成30年5月10日一部改正)

この規約は、平成30年5月10日から施行する。

## 組織図

